



水防法改正に伴い説明会を開催しました。

平成25年7月10日(水)

全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中、多様な主体の参画により、地域の水防力の強化を図るため、水防法が7月11日に改正されます。

改正に先立ち、7月10日に市町村及び県の防災担当者の方を対象に概要を説明させていただきました。

今後は、日野川河川事務所に設置している「災害情報普及支援室」により支援させていただき、地域防災力向上に努めていきます。

地域の持つすべての力を結集し地域の安全を守る

水防協力団体

- 【例】
- ◆建設会社等
(水防資器材の提供、巡視、大型土のう作成・運搬等)
 - ◆大型販売店・食品メーカー等
(水防資材の提供、支援物資の提供・運搬等)
 - ◆コミュニティFM
(災害情報の放送(住民への呼びかけ)、PR等)
 - ◆新聞社
(水防活動の資料収集・提供、PR等)
 - ◆大学等
(訓練の指導・評価、実効的な水防計画等の検討等)
 - ◆NPO・ボランティア団体
(避難所運営支援等)
 - ◆自治会・自主防災組織・婦人会
(自治会単位での避難計画作成、自治体と連携した避難所運営計画作成、住民避難誘導、避難所運営、炊き出し等)

協力

出動

市町村等
(水防管理団体)
水防団
消防機関

協力

協力

河川管理者
(国、都道府県等)

- 【例】
- 河川に関する情報提供
 - 水防訓練への参加
 - 水防計画に定める協力
(水防資器材の貸与、湛水排除の実施等)

自衛水防組織

- 【地下街等】
- 避難確保計画、浸水防止計画の作成
 - 自衛水防組織による利用者等の避難誘導、浸水防止対策の実施等
 - 訓練の実施
- 【高齢者等利用施設】
- 避難確保計画の作成
 - 自衛水防組織による利用者の避難誘導等
 - 訓練の実施
- 【大規模工場等】
- 浸水防止計画の作成
 - 自衛水防組織による浸水防止対策の実施等
 - 訓練の実施
- (●は義務、○は努力義務)

※次ページ参照



説明会実施状況

水防法改正については、
中国地方整備局記者発表資料も参考にして下さい。
<http://www.cgr.mlit.go.jp/kisha/2013jul/130711top.pdf>

改正後の水防イメージ

水防法改正の概要 ～浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、
大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進～

- 市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等（以下「事業所等」）の所有者等に対し、市町村長から洪水予報等が直接伝達されます。
- 上記事業所等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されました。

※赤字は今回の法改正で拡充

事業所等	地下街	高齢者、障害者、乳幼児等の 要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの)(※注)
措置の 義務付け	義務 (市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	努力義務	努力義務
措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成 ・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	<u>自衛水防組織の設置義務あり、</u> 構成員の市町村長への報告	<u>自衛水防組織を設置した場合、</u> 構成員の市町村長への報告	<u>自衛水防組織を設置した場合、</u> 構成員の市町村長への報告

注：大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの

【サポート体制】

国の河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、事業者等の皆様に対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行いますので、ご活用ください。